

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(廃棄物対策課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	三
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○教育委員会 教育委員会 選挙管理委員会		五
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六

告 示

○宮城県告示第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェー・イー・シー

2 所在地 東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一

3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番地

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第八号の二に掲げる施設(木くずの破砕施設)

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十一年十月三十日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十一年十二月十一日から平成二十二年一月十二日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十二年一月二十六日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 輝らら会

一 代表者の氏名 山田 法生

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川稲葉二丁目三番三十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある子どもたちが学校の放課後や長期休暇の時間に遊びや行事を通していろいろな人との触れあい、自分らしさを出せるための支援と、ご家族が楽しく、安心して地域の中で暮らせるよう支え合い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月二十四日

○宮城県告示第五十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年十一月十九日次の者を指定した。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
浅田 行紀	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
原田 雅臣	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
八巻 孝之	外 科	社団法人日本海員掖済会 宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十
大塚 庸一	内 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六
清野 正英	内 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六
角川 智子	科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六

工藤 啓	内 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六
------	-----	----------------	-----------------

○宮城県告示第五十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
阿部 和夫	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
内田 耕司	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
竹村 正伸	外 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
豊原 時秋	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
兵 行彦	耳 鼻 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
矢賀 敬敏	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
島 紀之	内 科	国民健康保険川崎病院	柴田郡川崎町大字前川字北原二十三・一
登米 實	外 科	登米整形外科・外科医院	伊具郡丸森町字千刈場七
三澤 義行	内科・外科	三澤医院	伊具郡丸森町字大館三・百十
大沼 晋吾	内 科	丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋二十七
菅野 久義	外 科	医療法人育志会介護老人保健施設 アルカディア ウエル	巨理郡山元町山寺字堤山八・五
小野寺哲夫	小内 児科	小野寺医院	宮城郡松島町高城字町六十一
堀野 愛雄	外 科	堀野外科医院	黒川郡大和町吉岡字車堰八十
田中 領三	内 科	田中クリニック	黒川郡大和町吉田字新要害十

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一三・八 八四・三	一三・八 八四・三	二、二五四・〇	二、二五四・〇

○宮城県告示第十六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 巨理村田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一四・〇 五〇・四	一四・〇 四三・〇	四三三・七	三三八・一

○宮城県告示第十六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市蛇田字上沼五一番一地从先から 同市大瓜字棚橋上待井三二番一地从先まで	平成二十一年 十二月十二日 午前十時

○宮城県告示第十六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	巨理村田線	柴田郡村田町大字小泉字樽川一六番一地从先から 同郡同町大字沼辺字一本杉三二番一地从先まで	平成二十一年 十二月十一日

○宮城県告示第十六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鹿島台都市計画、古川都市計画及び小牛田都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鹿島台都市計画、古川都市計画及び小牛田都市計画下水道
 2 名称 鳴瀬川流域下水道
 二 変更の内容
 都市計画を合同し、都市計画の名称及び排水区域の接続する下水道の名称を変更する。
 三 都市計画を変更しようとする土地の区域
 鹿島台都市計画、古川都市計画及び小牛田都市計画鳴瀬川流域下水道が決定されている区域
 四 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）、大崎市役所（都市計画課）及び美里町役場（建設課）
 五 縦覧期間
 平成二十一年十二月十一日から平成二十一年十二月二十五日まで
 六 注意事項
 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十一年十二月十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 東松島市大曲字堰の内南七十四番六、七十四番十三、七十五番七の一部及び七十五番六十二（工区）
 東松島市大曲字堰の内南七十五番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 奥田 正夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十一年十二月十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 東松島市矢本字作田浦百六十四番一、百八十七番四、百八十七番五、百八十七番六、百八十八番八、百八十八番九及び百六十四番一地先水路の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 石巻市中里二丁目三番十八号
 大和建設株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三十一号
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。
 平成二十一年十二月十一日
 宮城県教育委員会
 委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十一年十二月十八日 午後一時三十分
 二 場所 教育委員会会議室
 三 事件
 1 職員的人事について
 2 平成二十三年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
 四 傍聴者の定員
 十二人
 五 傍聴手続
 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
 六 問い合わせ先
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百七十二号
 平成二十一年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに

第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二〇五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八五、〇三七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、四六六	岩沼選挙区	一一、八二七
宮城野選挙区	四九、八四〇	登米選挙区	二二、九三八
若林選挙区	三五、〇二四	栗原選挙区	二一、九一七
太白選挙区	五九、〇九一	東松島選挙区	一一、六四七
泉選挙区	五六、三五二	大崎選挙区	三七、一〇〇
石巻・牡鹿選挙区	四八、一〇六	柴田選挙区	二二、一三九
塩釜選挙区	一六、一六八	亘理選挙区	一四、五四二
気仙沼選挙区	二〇、九三三	宮城選挙区	一三、一八七
白石・刈田選挙区	一四、八〇〇	黒川選挙区	二二、三五七
名取選挙区	一八、八七七	加美選挙区	九、四四二
角田・伊具選挙区	一三、四六六	遠田選挙区	一一、二三〇
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三八九	本吉選挙区	四、九一九

○宮選管告示第七十三号

平成二十一年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十一日

三八五、〇三七

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一